

	林医療福祉行政書士事務所	他の行政書士事務所	無資格コンサルタント・細胞培養事業者等
概要	細胞生物学の研究経験がある行政書士が代表を務める再生医療等手続きに特化した行政書士事務所。	建設業許可申請や産業廃棄物収集運搬業許可申請などの他の業務をメインとしており、再生医療等に関しては知識・経験がない場合が多い。	医療コンサルタントや細胞培養加工施設の運営会社など。再生医療等や医療機関の運営についての知識はあるが、行政書士資格が無いため行政手続き書類を作成作成することができない。
業務の範囲	行政書士法に基づき、厚生労働省・地方厚生局に提出する書類の作成代理が可能。 研究者としての経験を活かし、手続きに必要な文献調査にも対応している。厚生労働省・地方厚生局からの照会にも作成代理人として応対できる。	行政書士法に基づき、厚生労働省・地方厚生局に提出する書類の作成代理が可能であるが、再生医療等に関する業務の経験はなく対応できない場合が多い。	行政書士法により制限されているため、厚生労働省・地方厚生局に提出する書類を報酬を得て作成することは違法となり、実際の書類作成ではなく作成のサポートまでしかできない。 作成代理権がないため、厚生労働省・地方厚生局からの照会にも応対できない場合がある。
再生医療等に関する知識	再生医療等に関する業務に特化しており、業界に関する知識、治療法に関する知識、法令に関する知識が豊富。	再生医療等に関する業務の経験がほとんどなく、知識もほとんどない。 知識が必要な業務には対応できず、文献調査等は依頼者が自らやる必要がある場合も多い。	再生医療等の業界に関する知識、治療法に関する知識は豊富だが、法令の専門家ではないため法令に対する知識は不十分な場合が多い。
医療機関運営に関する支援	行政書士として医療機関・医療法人の設立、運営に関する行政手続きについても代理が可能。 顧問契約による継続的なサポートにも対応。 関連会社にて医療機器や備品類の販売にも対応可能。	行政書士として医療機関・医療法人の設立、運営に関する行政手続きについても代理が可能な場合がある	行政書士法により制限されているため、医療機関・医療法人の設立、運営に関して都道府県・市町村や地方厚生局に提出する書類報酬を得て作成することは違法となり、実際の書類作成ではなく作成のサポートまでしかできない。
報酬・費用	本ホームページに掲載された金額通りの明朗な報酬制度。 報酬と委員会審査費用以外の追加料金は一切なし。	ホームページ等に明朗な金額が掲載されている場合が多い。	コンサルティング料、細胞培養加工受託料などの他費用と合わせて提示され、手続きに必要な費用が不明朗な場合が多い。
細胞培養加工の受託 (幹細胞の場合)	受託はできないが、培養施設の紹介は可能。	受託、紹介ともに不可能な場合が多い。	受託もしくは紹介が可能な場合が多い。
作製キットの販売 (PRPの場合)	関連会社にてPRP作製キットを販売しており、キットの販売から手続きまで一括して対応可能。	販売、紹介ともに不可能な場合が多い。	販売もしくは紹介は可能な場合がある。